推薦用紙（長瀞町農業委員会の農地利用最適化推進委員）

記入日：令和　 　年　 　月　 　日

　長 瀞 町 農 業 委 員 会

推薦をする者の氏名

　次のとおり、長瀞町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者について推薦をします。

１　推薦をする区域　　　　　　　　　・　　　　　・　　　　　・

２　推薦をする者

（１）住所　　　　　　　　　　　　（連絡先電話番号　　　　-　　　-　　　）

（２）職業、年齢及び性別　　　　　　　　　　　　 　・満　 　歳・

３　推薦を受ける者（農地利用最適化推進委員になろうとする者）

（１）氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　 （ふりがな　　　　　　　　）

（２）住所　　　　　　　　　　　　（連絡先電話番号　　　　-　　　-　　　）

（３）職業、年齢及び性別　　　　　　　　　　　　 　・満　 　歳・

（４）経歴及び農業経営の状況

（５）長瀞町農業委員会の委員について、候補者の推薦を受けているか（募集に応募しているか）否かの別

４　推薦をする理由

５　推薦を受ける者の承諾の有無

別紙

推薦承諾書（長瀞町農業委員会の農地利用最適化推進委員）

記入日：令和　 　年　 　月　 　日

推薦をする者の氏名

　私は、上記の者が私について長瀞町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者に推薦をすることを承諾します。

　また、私は、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）の目的及び長瀞町農業委員会が所掌する事務について、その趣旨を理解しています。

　なお、私は、次のいずれにも該当しない者であることを申し立てます。

１　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

２　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

推薦を受ける者（農地利用最適化推進委員になろうとする者）の氏名（自署）

（留意事項） 必ずお読みください。

農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号。以下「法」といいます。）の目的

この法律は、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会の組織及び運営並びに農業委員会ネットワーク機構の指定等について定め、もって農業の健全な発展に寄与すること」を目的としています。　　　　（法第１条）

農業委員会が所掌する事務（必須事務）

　 農業委員会が処理をする事項には、主に次のものがあります。　　（法第６条）

・ 農地法（昭和２７年法律第２２９号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項

 農地等： 農地（耕作の目的に供される土地）又は農地以外の土地で、主として耕作若しくは養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの

 ・ 農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成１９年法律第４８号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する法律（平成２５年法律第８１号）によりその権限に属させられた事項

 ・ 土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

 ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する事項

農地等の利用の最適化の推進： 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保の促進

 農業経営の規模の拡大の促進

 耕作の事業に供される農地等の集団化の促進

 農業への新たに農業経営を営もうとするとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進

農地利用最適化推進委員の委嘱等

１ 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）を委嘱しなければならないことになっています。　　　　　　　　（法第１７条第１項本文）

２ 次のいずれかに該当する者は、推進委員になることができません。推進委員になった後に、これらのいずれかに該当した場合は、推進委員の職を失います。

　　　　　　　　　　　　　（法第８条第４項・法第１２条・法第１８条第４項）

・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

３ 推進委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員です。　　（法第１８条第１項）

４ 推進委員の任期は、３年です。ただし、補欠により推進委員となった場合は、他の推進委員と同じ任期までとなります。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法第１０条第１項・法第２０条第１項）

（推薦用紙に記入する上での留意事項） 必ずお読みください。

１ この「推薦用紙」は、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和２６年農林省令第２３号。以下「施行規則」といいます。）第１１条第１項の規定に基づき提出しなければならない書類の例です。長瀞町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）候補者について推薦をするときは、この「推薦用紙」に記入して、提出してくださるようお願いします。

２ 記入する上で留意していただく事項は、次のとおりです。

 １について

　 長瀞町農業委員会の農地利用最適化推進委員が担当する区域等を定める規則（平成２９年長瀞町農業委員会規則第１号）の規定により定められた「区域の名称」を記入してください。

　 複数の区域を記入することができますが、担当する区域は一の区域です。

　　　　　　（法第１７条第２項・法第１９条第１項・施行規則第１１条第２項）

 ３（４）について

　 記入することに替えて、「経歴及び農業経営の状況に関する書面」を作成して、これを添付することができます。ただし、この書面には、「推薦をする者の氏名」及び「推薦を受ける者の氏名」を、必ず記載してください。

　 この書面を添付する場合は、推薦用紙に「別紙経歴及び農業経営の状況に関する書面のとおり」と記入してください。（用紙は、Ａ４サイズの白地の紙で、横書きとします。）

 ３（５）について

　 「候補者の推薦を受けている（いない）」又は「募集に応募している（いない）」と記入してください。

　 なお、推進委員について候補者の推薦をする（募集に応募する）ことと同時に、長瀞町長が任命する長瀞町農業委員会の委員について候補者の推薦をする（募集に応募する）ことができることになっていますが、推進委員は、長瀞町農業委員会の委員を兼ねることができません。　　　　　　　　　　（法第１８条第５項）

（推薦用紙に記入する上での留意事項（続き））

 ４について

　 推薦をする理由を記入することに替えて、「推薦理由書」を作成して、これを添付することができます。ただし、この推薦理由書には、「推薦をする者の氏名」及び「推薦を受ける者の氏名」を、必ず記載してください。

　 この推薦理由書を添付する場合は、推薦用紙に「別紙推薦理由書のとおり」と記入してください。（用紙は、Ａ４サイズの白地の紙で、横書きとします。）

 ５について

　 推薦を受ける者が推薦を受けることについて承諾している場合は、「有」と記入して、別紙「推薦承諾書」を作成して、これを添付してください。

　 推薦を受ける者が推薦を受けることについて承諾していない場合（承諾することを確認していない場合を含みます。）は、「無」と記入してください。

３ この推薦用紙に記入された内容につきましては、候補者について推薦を求める期間（提出期間）の中間及びその期間の終了後に、住所及び連絡先電話番号を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により、これを公表することになっています。　　　　　　　　　　　　　（法第９条第２項・施行規則第６条）

（推薦用紙の提出） 必ずお読みください。

１　提出期間　　令和５年３月６日（月）から

　　　　　　　　令和５年４月７日（金）まで

　　　　　　 ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に提出することはできません。

　　　　　　 提出書類を受け付ける時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までです。

２　提出場所　　農業委員会事務局（産業観光課内）

　　　　　　　　電話 ０４９４－６６－３１１１（代表）

　　　　　　　　推薦をする者が、直接持参してください。